

地域主権一括法に伴う条例（医療法）のパブリックコメントの実施について

平成24年9月19日
健康医療局医療政策課

1 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」の施行に伴い、医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正がなされ、これまで医療法に基づき厚生労働省令（医療法施行規則）で定められていた医療機関の従業者配置基準、施設整備基準等の基準の一部について、都道府県が条例で定めることとされました。

ついては、県において基準を定める条例を策定するに当たり、この条例で定める基準の案について、パブリックコメントを実施します。

2 条例（案）の概要

(1) 県が基準を定める際の国の基準

条例で基準を定めるに当たっては、医療法に基づき、厚生労働省令（医療法施行規則）で、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が定められています。

| 基準の種類 | 内容 |
|---------|---|
| 従うべき基準 | 必ず適合させなければならない基準。 その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるものの、異なる内容を定めることができないもの |
| 参酌すべき基準 | その基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容の基準を定めることができるもの |

(2) 条例に委任された項目

| 条例に委任された項目 | |
|-----------------------------------|--|
| 既存病床数及び申請病床数の算定における医療機関等の病床数の補正基準 | (対象となる医療機関等) ● 職域病院、ハンセン病療養所、医療観察法指定病院、ICU病床、介護老人保健施設等 |
| 病院、診療所、療養病床を有する診療所における従業者の配置の基準 | ① 病院および診療所 ● 専属薬剤師 ② 病院 ● 薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士 ■ 診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、事務員その他の従業者 ③ 療養病床を有する診療所 ● 看護師、准看護師、看護補助者 ■ 事務員その他の従業者 |
| 病院、療養病床を有する診療所における施設に関する基準 | ① 病院 ■ 消毒施設及び洗濯施設、談話室、食堂、浴室 ② 療養病床を有する診療所 ■ 談話室、食堂、浴室 |

注) ●は「従うべき基準」、■は「参酌すべき基準」であることを示す。

(3) 基準を定めるに当たっての考え方

現在の国の基準（厚生労働省令で定める基準）と同じ内容で条例の基準を定める。

(理由)

現在の国の基準によりこれまで特段の問題なく運用されてきたこと、及び、本県の実情に国の基準と異なるあるいは上回る基準とすべき事情、特殊性が認められないこと。

(4) 条例で定める基準案（別紙）

(5) 施行日（予定）平成25年4月1日

3 今後の予定

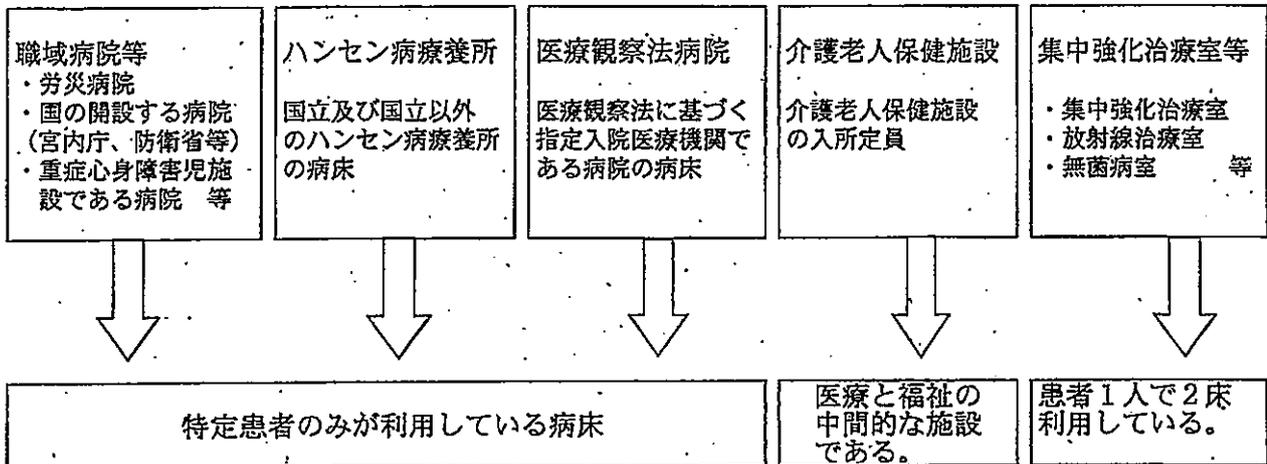
9月下旬～ 条例案のパブリックコメントを実施の上、条例案を11月県議会に提案（パブリックコメントに係る意見募集の期限は、10月12日を予定。）

条例で定める基準の案

(従うべき基準)

条例に委任された項目及び内容

既存病床及び申請病床の補正に関する基準（医療法施行規則第2条の2、第30条の33）



⇒これらの病床を既存病床及び申請病床に算定する際は補正を行う。

- ・ 職域病院等の病床数の算式

$$\text{職域病院等の病床数} \times \textcircled{1} \left[\frac{\text{本来の目的の利用者以外の者の数}}{\text{当該病院の利用者数}} \right]$$

(①の算定した数が0.05以下であるときは0)

- ・ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと
- ・ 介護老人保健施設の入所定員は、当該介護老人保健施設の入所定員に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定
⇒ 現在厚生労働省令により「当分の間」適用されないこととなっており、今回の国の示した基準においても同様の取り扱いとなっている。
- ・ 集中強化治療室の病床等、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

病院又は診療所における専属薬剤師の配置基準（医療法施行規則第6条の6）

・病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこと。

病院の従事者の配置に関する基準（医療法施行規則第19条第2項）

【薬剤師】

$$\frac{\text{(精神病床・療養病床の入院患者数)}}{150} + \frac{\text{(その他の病床入院患者数)}}{70} + \frac{\text{(外来患者取扱処方箋数)}}{75}$$

その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

【看護師及び准看護師】

$$\textcircled{1} \left(\frac{\text{(精神・療養・結核病床の入院患者数)}}{4} + \frac{\text{(感染症・一般病床入院患者数)}}{3} \right) + \textcircled{2} \left(\frac{\text{(外来患者数)}}{30} \right)$$

①及び②とも、その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

【看護補助者】

$$\frac{\text{(療養病床の入院患者数)}}{4}$$

その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

【栄養士】

病床数100以上の病院にあっては1

療養病床を有する診療所の従事者の配置に関する基準（医療法施行規則第21条の2第2項）

【看護師及び准看護師】

$$\frac{\text{(療養病床の入院患者数)}}{4}$$

【看護補助者】

$$\frac{\text{(療養病床の入院患者数)}}{4}$$

その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

<当分の間、適用される算式>（附則第23条）

【看護師、准看護師及び看護補助者の合計】

$$\frac{\text{(療養病床の入院患者数)}}{2}$$

その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。ただし、そのうち1については看護師又は准看護師とする。

※医療法及び同法施行規則で定められている経過措置も、同様に経過措置として条例に規定する予定です。

(参酌すべき基準)

| 条例に委任された項目及び内容 |
|---|
| <p>病院の従事者の配置に関する基準（医療法施行規則第19条第3項）</p> <p>【診療放射線技師、事務員その他の従業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・病院の実状に応じた適当数 <p>【理学療法士及び作業療法士】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数 |
| <p>病院の施設に関する基準（医療法施行規則第21条）</p> <p>【消毒施設及び洗濯施設（繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）】</p> <ul style="list-style-type: none">・蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと。（消毒施設を有する病院に限る。） <p>【談話室（療養病床を有する病院に限る。）】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。 <p>【食堂（療養病床を有する病院に限る。）】</p> <ul style="list-style-type: none">・内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。 <p>【浴室（療養病床を有する病院に限る。）】</p> <ul style="list-style-type: none">・身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。 |
| <p>療養病床を有する診療所の従業者の配置に関する基準（医療法施行規則第21条の2第3項）</p> <p>【事務員その他の従業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数 |
| <p>療養病床を有する診療所の施設に関する基準（医療法施行規則第21条の4）</p> <p>【談話室】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。 <p>【食堂】</p> <ul style="list-style-type: none">・内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。 <p>【浴室】</p> <ul style="list-style-type: none">・身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。 |

※医療法及び同法施行規則で定められている経過措置も、同様に経過措置として条例に規定する予定です。